## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第３２２９号**
福岡市城南区鳥飼５丁目17番23―502号
破産者　西澤　正明
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７２６号**
福岡市南区大楠３丁目６番７号、前住所福岡市南区桧原１丁目33番22ー614号
破産者　小林　武宏
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９３号**
佐賀県武雄市北方町大字大崎2051番地41
破産者　松田喜美子
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第１８６号**
富山県砺波市豊町１丁目８番10号ファミール壱番館306号室
破産者　釣　　俊治
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２２年（フ）第７０１２号**
奈良県北葛城郡河合町中山台２丁目12番地12産経新聞西大和専売所内、開始決定時の住所大阪市旭区大宮１丁目15番13―301
破産者　毎日新聞千林大宮販売所こと　若栗　正幸
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３７２号**
大阪市城東区今福南４丁目８番３―302号、開始決定時の住所大阪府東大阪市稲田本町２丁目３番38号
破産者　早瀬　邦夫
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３２６６号**
福岡市早良区次郎丸５―18―28
破産者　嘉村キミ子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３３３５号**
福岡市西区拾六町４丁目８番２号
破産者　小山　節代
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１２４号**
釧路市美原１丁目22番3303号
破産者　前田　　慶
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第１３号**
山形県新庄市上金沢町１番５号　サンビレッジ201号室、開始決定時の住所山形県新庄市上金沢町５番29号
破産者　小松　一夫
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２３年（フ）第２６号**
山形県最上郡金山町大字金山634番地10
破産者　長倉千笑美
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２２年（フ）第５１７号**
茨城県水戸市酒門町589―４メゾンＳＭＩＬＥ　Ｖ103号室、住民票上の住所茨城県常陸太田市田渡町64番地
破産者　佐藤　　敦
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第８１４号**
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地の332
破産者　海老原　正
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第１２１号**
茨城県ひたちなか市大字高場504番地　アルシオネＭＴ201号
破産者　石崎　富江
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第４３２号**
愛知県一宮市三ツ井８丁目14番19号
破産者　伊藤　健一
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第２３８号**
兵庫県相生市千尋町23番19号
破産者　中間　　亨
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４４５号**
福岡県宗像市朝町2187番地１コーポ朝町107号、前住所福岡県福津市若木台３丁目18番地の５
破産者　新　　絹代
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１３号**
福島県南相馬市原町区深野字中川原167番地の２
破産者　酒井　泰男
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部